

鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与条例(平成25年鶴岡市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 条例第1条に規定する修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けようとする者は、病院事業管理者(以下「管理者」という。)の定める日までに鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 条例第2条第2号に規定する大学(以下「大学」という。)の医学を履修する課程に在学する者であることを証明する書類
- (2) 大学における学業成績を証明する書類(修学年数が1年に満たない者にあつては、卒業した高等学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校をいう。)における学業成績を証明する書類又は管理者が必要と認める書類)
- (3) 戸籍謄本(申請の日前2月以内に発行されたものに限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類(保証人)

第3条 条例第4条第1項に規定する保証人は、2人とし、それぞれ独立の生計を営む成年者でなければならない。

(誓約書)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、管理者の指示に従い、誓約書(様式第2号)に保証人の印鑑証明書及び収入を証明する書類を添えて提出しなければならない。

(貸与の決定等)

第5条 管理者は、第2条に規定する申請書等の提出があつた場合において、当該申請書等の審査及び面接により修学資金を貸与することが適当であると認めるときは、当該年度の予算額の範囲内で修学資金を貸与することを決定する。

2 管理者は、前項の規定により修学資金の貸与を決定したとき若しくは貸与しないこととしたとき、条例第5条の規定により貸与の休止を決定したとき又は条例第6条の規定により貸与の打ち切りを決定したときは、鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与(不承認・休止・打ち切り)決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

(貸与の方法)

第6条 管理者は、貸与を決定した修学資金の年額の4分の1に相当する額を6月、9月、12月及び翌年3月にそれぞれ貸与

するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)は、前項の規定により修学資金の貸与を受けたときは、その都度借用証書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。
(貸与の保留)

第7条 管理者は、修学生が正当な理由なく第14条に規定する書類を提出しないときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還)

第8条 修学資金を返還しなければならない者は、当該返還の事由が生じた日から起算して20日以内に、鶴岡市立荘内病院医師修学資金返還明細書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(返還の猶予の申請手続)

第9条 条例第8条に規定する修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、鶴岡市立荘内病院医師修学資金返還猶予申請書(様式第6号)に当該事由を証明する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、修学資金の返還の債務の履行の猶予を決定したとき又は承認しないこととしたときは、鶴岡市立荘内病院医師修学資金返還猶予(不承認)決定通知書(様式第7号)により、その旨を通知するものとする。

(返還の免除の申請手続)

第10条 条例第9条の規定する修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、鶴岡市立荘内病院医師修学資金返還債務免除申請書(様式第8号)に医師免許証の写し(同条第2項に該当する者が医師免許を取得していない場合を除く。)及び当該事由に該当することを証明する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により修学資金の返還の債務の全部若しくは一部の免除を決定したとき又は承認しないこととしたときは、鶴岡市立荘内病院医師修学資金返還免除(不承認)決定通知書(様式第9号)により、その旨を通知するものとする。

(在職期間の計算)

第11条 条例第9条第1項第1号及び第2項に規定する在職期間は、期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数により計算するものとする。ただし、期間の終了した月において再び期間が開始することとなったときは、その月を1月として算入するものとする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、現在在職した期間中に休職、停職又は育児休業の期間（以下「休職等期間」という。）があるときは、休職等期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職等期間の終了した月において再び休職等期間が開始することとなったときは、その月を1月として控除するものとする。

3 第1項の規定により在職期間の計算をする場合において、現在在職した期間中に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置による勤務その他これに準ずる勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の期間があるときは、当該期間の初日が属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、当該日が属する月）から当該期間の末日が属する月の前月（当該日が月の末日であるときは、当該日が属する月）までの月数に当該育児短時間勤務等をした者に係る当該期間における所定労働時間をその者に係る育児短時間勤務等をしなかった場合における所定労働時間で除して得た数を乗じて得た月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）により計算するものとする。

4 第1項の規定により在職期間の計算をする場合において、休業等期間の終了した月に育児短時間勤務等を開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

（市外の医療機関）

第12条 条例第9条第1項第1号イに規定する管理者が別に定める医療機関は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）

第2条に規定する独立行政法人国立病院機構が設置する病院

(2) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が設置する病院

(3) 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第2条第1項に規定する国立高度専門医療研究センター

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が高度医療を提供していると認める医療機関

（一部免除）

第13条 条例第9条第2項の規定により修学資金の返還の債務の一部の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 在職期間（条例第9条第2項に規定する在職期間をいう。次項において同じ。）が1年以上の者

(2) 前号に掲げる者のほか、管理者が特に認める者

2 条例第9条第2項の規定により免除する修学資金の返還の債務の額は、返還の債務の額に在職期間を返還免除適用期間（条例第9条第1項第1号に規定する返還免除適用期間をいう。）で除して得た数値を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

（学業成績を証明する書類等の提出）

第14条 修学生は、毎年（修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。）4月15日までに前年度の学業成績を証明する書類を管理者に提出しなければならない。

（届出）

第15条 修学生は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 退学したとき又は医学を履修しなくなったとき。

(3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

(4) 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。

(5) 進級できなかったとき。

(6) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、保証人が死亡したとき又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 修学資金の貸与を受けた者（修学生を除く。）は、修学資金の返還の債務が消滅するまでの間において、前項第1号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき又は医師免許を取得し、勤務に従事し、若しくは勤務先を変更したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

（保証人による手続）

第16条 保証人は、修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

2 第8条から第10条までの規定は、保証人が修学資金の貸与を受けた者に代わって行う手続について準用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。